

フィルムコミッション活動支援情報発信事業 委託業務仕様書

1 目的

愛知県では、県内フィルムコミッションや市町村と連携して、ロケ誘致及びロケ地の観光資源化に取り組むとともに、ロケ地を活用した更なる観光誘客を目指している。

このため、映像作品等を活用したツールを作成し、そのツールを活用した情報発信等を行う業務を委託する。

2 業務内容

愛知県を舞台とした、または愛知県で撮影された映像作品等を活用した情報発信を企画し、実施する。

① 映像作品等を活用したツールの作成

映像作品等を2作品程度活用し、愛知県内でロケ誘致や観光誘客をPRするためのツールを作成する。

- ・一過性にとどまらず、今後のロケ誘致や観光誘客に継続的に活用できる内容とすること。
- ・映像作品等の場面写真、キービジュアル等については、県・配給会社等と調整の上、手配すること。
- ・ツールに掲載する施設等への許可や校正は受託業者にて行うこと。
- ・ツールが冊子等の場合は、県が別途指定する配送先50ヶ所程度への発送を想定すること。
- ・ツールの原本となる電子データを県が指定する形式（JPEG・PDFを予定）にして県に納品すること。
- ・題材とする作品、ツールの規格、納品時期は県と協議し決定するものとする。

② ツールを活用した情報発信

①により作成したツールを活用し、情報発信を実施する。

- ・情報発信の目的やターゲットを明確にすること。
- ・発信手法やタイミングを計画的に設計し、作成したツールと親和性の高い方法で実施すること。
- ・発信に伴う必要経費の支払い、資材の送付など必要な業務の一切を受託事業者にて行うこと。
- ・発信方法、時期は県と協議し決定するものとする。

3 成果物の提出

実施結果報告書

- ・日本産業規格A4版で2部作成すること。あわせて、当該報告書の電子データ（ワード、エクセル又はパワーポイント形式）を委託者の指定する方法で提出すること。
- ・紙媒体：2部

・納期：2026年3月27日（金）

4 留意事項

- （1）業務内容については、本仕様書及び企画提案書によること。
- （2）本業務は、企画競争型随意契約であるため、企画提案の内容を遵守し、進捗状況、今後の進め方等を逐次報告するほか、委託業務の実施に当たって、事前に本県と十分協議を行うこと。
- （3）本仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、本契約に含むものとし、受託者が負担すること。
- （4）委託業務の実施に当たり、使用する図表やデータ、画像、映像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること（委託者が提供するものを除く。）。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- （5）委託業務の実施に当たり、障害や事故等の問題が発生したときは、本県に遅滞なく報告するとともに、速やかに誠実な対応を行うこと。
- （6）受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類について、本業務の終了した年度の翌年度から起算して5年間、委託者の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。